

削り、 ここに公布する。 ○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。 附 則 別表第一知事部局本庁の項中「防災技監 規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。 人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則を 平成二十一年五月一日 「参事」を「参事 同表知事部局総合食品研究所の項中 人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規 を 上席主幹 主席研究員 温暖化対策統括監」に改め、「広報専門員」を 事 秋田県人事委員会委員長 柴 委 員 四種 森林技監」を「森林技監」 会 規 に改める。 則 主席研究員 県土整備技監」 田 宏

発行者

秋

田

県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者

所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号